

松本市告示第296号

松本市若者企画コンテスト実施要綱を次のように定める。

令和8年4月30日

松本市長 臥雲 義尚

松本市若者企画コンテスト実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次代を担う若い世代が活躍できるまちづくりを推進するとともに、若者の社会参画の機会及び社会や地域に若者の意見が反映される機会の創出を目的として行う松本市若者企画コンテスト（以下「コンテスト」という。）の基準及び事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者 15歳以上35歳未満の者をいう。
- (2) 若者企画コンテスト 若者により構成される団体が提案する社会又は地域の課題解決に資する独自の企画を審査するコンテストをいう。

(対象題材)

第3条 コンテストの募集テーマとなる題材（以下「対象題材」という。）は、市の実施する事業又は町会その他関係団体から市を通じて提案のあった題材のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の地域課題の解決や魅力の向上に取り組むものであること。
- (2) 公益又は社会貢献に資するものであること。
- (3) 若者の主体性や地域との関係性を育てることができるものであること。
- (4) 提案された企画を実現できるものであること。
- (5) 市長が適当と認めるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、対象題材としない。

- (1) 特定の個人又は団体の営利を目的とするもの
- (2) 政治的又は宗教的な活動を目的とするもの
- (3) 選挙運動又はこれに類する活動を目的とするもの
- (4) その他市長が適当でないことと認めるもの

3 コンテストに取り上げる対象題材は同一年度内に1対象題材につき1回限りとする。

(応募資格)

第4条 コンテストに応募することができるものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 応募時点において、3名以上の若者で構成されている団体であること。
- (2) 市内に活動拠点を有していること又は市内を活動地域としていること。
- (3) 若者が主体となって企画を考案する団体であること。
- (4) その他市長が不適当と認める団体でないこと。

(事前相談)

第5条 コンテストに応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、次条の規定により応募をする前に、応募しようとする企画提案について市長に事前相談をするものとする。

(応募の方法)

第6条 応募者は、市長が指定する期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 若者企画コンテスト申込書（様式第1号）
- (2) 企画提案書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(企画提案に関する権限)

第7条 企画提案に関する知的財産権及び企画の実施権利は、前項の規定による提出の日から3年間、市に帰属するものとする。

2 応募者は、前条の規定により提出した企画提案に関し、市及び対象題材の関係者に対して、著作権人格権を行使しないものとする。

(審査委員会の設置等)

第8条 市長は、提出された企画提案について審査するため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の関係者
- (2) 対象題材の関係者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱に係るコンテストの審査が終了するまでの間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査委員会に委員長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

5 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査の方法)

第9条 次の各号のいずれかに該当する企画提案は、コンテストの評価対象としない。

- (1) 他に類似するコンテストに応募したことがあるもの
- (2) 第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害するもの
- (3) 法令などに違反する内容を含むもの
- (4) 特定の個人又は団体の営利を目的とするもの
- (5) 政治的又は宗教的な活動を目的とするもの
- (6) 選挙運動又はこれに類する活動を目的とするもの
- (7) その他市長が適当でないと認めるもの

2 審査の結果、各賞に該当する企画提案がない場合は、当該賞の選出を行わないものとする。

(賞の種類及び賞金額)

第10条 コンテスト1回につき選定する各賞の件数及び賞金額は、次の範囲内で市長が定めるものとする。

賞	件数	賞金額	上限額
大賞	1件以内	1万円から10万円までの範囲で、同一コンテストにおける優秀賞以上の額	1回のコンテストにおける各賞の賞金額の合計額は、20万円を限度とする。
優秀賞	2件以内	5千円から5万円までの範囲で、同一コンテストにおける特別賞以上の額	
特別賞	5件以内	千円から1万円まで	

(受賞者の決定)

第11条 市長は、審査委員会による審査を経て、各賞の受賞者を決定し、若者企画コンテスト結果通知書(様式第2号)により、受賞者に通知するものとする。

2 コンテストで受賞できる回数は、同一団体につき通算して3回を限度とする。

(賞金の請求等)

第12条 受賞者は、賞金の請求をしようとするときは、若者企画コンテスト賞金請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(受賞の取消し及び賞金の返還)

第13条 市長は、受賞者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、授与を取り消し、既に交付した賞金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により応募をしたとき。
- (3) その他市長が不相当と認める行為があったとき。

2 前項の規定により賞金の返還を命ぜられた受賞者は、市長が定める期限までに賞金を返還しなければならない。

(企画の実施)

第14条 コンテストに応募された企画提案を採用し、事業を行おうとする者は、本コンテストで企画提案されたものであることを明示し、当該事業を行うものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほかコンテストの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年5月1日から施行する。

松本市若者企画コンテスト 申込書

年 月 日

第 回 テーマ「 _____ 」	
企画名	_____

団体名	_____
-----	-------

	氏名	生年月日	所属（学校名・学年など）
代表者	_____	_____	_____
連絡先	電話番号	_____	
	E-Mail	_____	

	氏名	生年月日	所属（学校名・学年など）
1	_____	_____	_____
2	_____	_____	_____
3	_____	_____	_____
4	_____	_____	_____
5	_____	_____	_____
6	_____	_____	_____

事務局使用欄

松本市若者企画コンテスト 結果通知書

第 号
年 月 日

様

松本市長

この度は、「第 回松本市若者企画コンテスト」にご応募いただき、誠にありがとうございました。厳正な審査の結果、下記のとおり結果を決定しましたので、お知らせいたします。

記

1 企画名

2 結果

賞・一次通過

3 備考

松本市若者企画コンテスト 賞金請求書

年 月 日

（宛先）松本市長

（受賞者）
住 所
団体の名称
代表者氏名
電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で決定を受けた松本市若者企画コンテスト賞金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

（第__回若者企画コンテスト _____賞受賞）

2 振込先

金融機関名	銀 行 金 庫 信用組合 農 協	本 店 支 店 支 所 出張所
預金種目	普 通 ・ 当 座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		